

時間外労働の削減

大企業は、2019年4月1日から、中小企業は、2020年4月1日から罰則付きの時間外労働の上限規制が施行されています。
労働基準法では、労働時間は原則として、**1日8時間、1週間40時間以内**とされており、これを超えて労働者に時間外労働をさせる場合には**36協定**の締結と監督署への届出が必要となっています。

また、36協定で定めることのできる時間外労働にも上限があります。



時間外労働（休日労働含めない）の上限

原則として**月45時間、年360時間**

臨時的な事情がなければ、
この上限を超えることはできません。

臨時的な事情があり労使が同意した場合

- ・ 時間外労働…**年720時間以内**
- ・ 時間外労働＋休日労働…**月100時間未満**、2～6か月平均**80時間以内**とする必要があります。
また、月45時間を超えることができるのは、**年6か月**までです。

● **適用猶予事業・業種**に関しては、2024年4月以降それぞれの上限が適用されます。

- ・ 建工作物の建設の事業
- ・ 自動車運転の業務
- ・ 医業に従事する医師
- ・ 鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業

働き方改革推進支援助成金においても
これらの業種対象のコース（業種別課題対応コース）が
新設されました。